

令和5年度三原市シティプロモーション推進事業（戦略的ブランド確立業務）委託仕様書

1 委託業務名

令和5年度三原市シティプロモーション推進事業（戦略的ブランド確立業務）

2 業務期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

3 業務の目的

三原市（以下「本市」という。）では、第2期三原市まち・ひと・しごと創生総合戦略、並びに三原市シティプロモーション戦略（以下「戦略」という。）に基づき、関係人口、移住定住人口の増をめざし、市民や企業、市役所が一体となってまちの魅力づくりに取り組み、そのプロセスや共創した魅力を戦略的・効果的に情報発信することで、市民のまちへの愛着や誇りを醸成するとともに、市外において魅力的な地域であると認知し、関心を持ってもらうことを目的としている。さらに、これらの認知・関心を本市との関係を築くふるさと納税の獲得にもつなげていく。

ついては、これらの目的を達成するため、戦略やこれまで実施してきた取組の方針・内容を理解し、まちの魅力づくりと効果的な情報発信が実践できる民間事業者に委託する。

4 業務内容

シティプロモーション推進事業（以下「事業」という。）において、まちの魅力づくりに取り組む「みんなで創るまち三原」プロジェクトの推進や、効果的な情報発信等につながるよう、次のプロジェクト等について企画・実施及び支援を行う。

(1) 「耳にタコができるまち三原」プロジェクト

高校生による三原PR動画制作・発信プロジェクトを市内全域の高校（5校）で取り組み、ふるさと納税の獲得につなげる。

ア 三原の魅力やイメージの向上、ふるさと納税の獲得につながるPR動画の制作・発信の取組に対して、学校訪問やWEB会議等により支援するとともに、高校対抗のコンテスト形式による発表会を実施する。

(2) 「サイクリングのまち三原」プロジェクト

プロ自転車ロードレースチーム「ヴィクトワール広島」と連携した市民団体主催のサイクリングイベントの開催支援や、佐木島ロードレースPR動画の制作・発信とともに、サイクリングに関連するふるさと納税体験型返礼品を開発する。

ア 市民団体が主催する春・秋のサイクリングイベントについて、イベントを通じた魅力発信や、「ヴィクトワール広島」と連携したイベント集客を図る。

イ 7月に佐木島で開催されるジャパンサイクルリーグのプロロードレースをPRする動画の制作・発信により、佐木島やレースの認知度向上と、来場者の増加を図る。

(3) 「新たな三原想造」プロジェクト

ポータルサイト等を活用し、令和5年度実施の市事業を寄附金の使途としたふるさと納税型クラウドファンディングを実施するとともに、当該事業の認知や本市を応援してくれる寄附につながるプロモーション（動画制作、SNSによる情報発信等）を実施する。

ア 寄附金の使途とする市事業は次の3事業とし、当該事業のプロモーションを実施する。

① 仕事体験提供事業「こどもおしごとチャレンジ」

小学生向けに、仕事・職業の紹介や仕事体験を提供する講座の開催、企業等の取組を親子で学ぶイベントの開催、仕事・職業を紹介する映像コーナーの設置など、仕事・職業に関する「学び・体験の場」を提供し、子どもたちの興味・関心が高まることで、将来について考えるきっかけづくりとする事業。

② わがまちスポーツ推進事業

7月に佐木島で開催されるジャパンサイクルリーグのプロロードレースツアーの運営を支援し、自転車競技によるスポーツ振興と佐木島の活性化及び、市内への経済効果を図る事業。

③ スタートアップ創出シティカレッジ事業

創業希望者、市内中小企業等から受講者を募り、10回程度のカリキュラムの実施や実践に向けた支援を行い、市内での新たな産業の創出や雇用の促進を図る事業。

- (4) ぐっとみはら編集部及び市内プロジェクトチームの運営支援
まちの広報チーム「ぐっとみはら編集部」や若手職員を中心に構成する市内横断的なプロジェクトチームが主体となり取り組むプロジェクトやPRを支援する。
ア ぐっとみはら編集部の活動が活発化するよう運営方法や新たな活動内容を検討・実施する。
イ 市内プロジェクトチームによる三原の魅力を創出するプロジェクトへの参加や、SNSを活用したPRを支援する。
- (5) 次期戦略策定の支援
現戦略の計画期間が令和5年度で終了するため、これまでの成果や課題等を踏まえ、令和6年度から3年間の取組方針や内容、具体的な指標をまとめた第2期戦略の策定を支援する。
ア 市民アンケートの実施や他市の成功事例等を参考に、これまでの取組について評価・検証するとともに、その結果を踏まえた次期戦略策定を支援する。
- (6) 市内外へのプロモーション
シティプロモーションの取組を市内外へ浸透させるとともに、三原への認知・関心度を向上させるため、市内への広報（ケーブルテレビ、コミュニティFM、広報誌）や、市外に向けた情報発信など効果的なプロモーションを企画・実施する。
- (7) 専用サイトの運用管理
シティプロモーション専用サイト「アタナ動ク！ミハラ動ク！」を活用し、市民等が考える三原の魅力やイメージなどの可視化や、各プロジェクトとその取組の過程、ふるさと納税返礼品をPRするなど、情報発信を実施する。
- (8) その他
ア 効果測定及び評価
本事業における効果測定指標として、民間調査（地域ブランド研究所実施「地域ブランド調査」）による「都市認知度」「情報接触度」としているが、その他指標として活用できる調査や効果測定を検討すること。
イ 年間の事業計画書及び月次報告書の作成
契約締結後、年間の事業実施スケジュール（事業計画書）を作成し、提出すること。また、翌月に前月の月次報告書を提出すること。なお、3月分は3月31日までに提出すること。

5 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に実施することが可能な体制を構築し、各業務の実施に当たって、責任者を配置し、役割分担及び連絡体制を明らかにすること。責任者は、本業務の実施に当たって、市担当者とミーティング（月1回以上）や必要な打ち合わせを随時行うこと。

6 実績報告書

事業実施後において、事業実績報告書を作成し、提出すること。

7 その他

- (1) 受注者は、三原市と連絡調整を充分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 受注者は、当該委託業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに三原市に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (3) 受注者は当該委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず三原市に報告し、指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (4) 受注者は、当該委託業務で知り得た機密、個人情報等について、秘密保持を厳守すること。
- (5) 受注者から引き渡しを受けた成果物に係る著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。以下同じ。）は、三原市に帰属するものとする。ただし、受注者が権利を有する著作で、あらかじめ受注者が明らかにするものを除く。
- (6) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこととする。また、受注者の責に帰する事由により著作権関係の紛争が生じた場合は、受注者の責任において処理するものとする。
- (7) 業務の一部の再委託をする場合は、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。